

秋田県警察街頭防犯カメラシステム

秋田県警察では、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を目指しており、その一環として、街頭防犯カメラシステムを運用しております。

これは、犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、公共空間に街頭防犯カメラを設置し、撮影した映像を録画するものです。

■ 設置場所等について

● 運用開始日、設置数、設置場所等

運用開始・設置数		設置場所	警察署	エリア	台数
H29.12.14	13	大館市	大館	東大館駅、常盤木町	3
		能代市	能代	柳町、西通町	5
		大仙市	大仙	大曲駅、丸の内	5
R2.1.1	10	由利本荘市	由利本荘	鍛冶町、尾崎町	5
		横手市	横手	横手駅、市役所	5
R3.10.1	13	秋田市	秋田中央	大町、川反	13
R5.10.1	50			秋田臨港	中通、八橋
			土崎駅		6
			秋田東		東通、広面
		鹿角市	鹿角	上陣場	1
		北秋田市	北秋田	あけぼの町	1
		潟上市	五城目	道の駅てんのう	1
		男鹿市	男鹿	道の駅おが	1
		仙北市	仙北	小館	1
		湯沢市	湯沢	湯沢駅入口	1
計	86	12市	14署		86

■ 運用について

● 厳格な運用

街頭防犯カメラシステムは、秋田県公安委員会規程及び秋田県警察本部長の通達文書に基づき、次のような厳格な運用をしています。

- 運用責任者の管理の下、個人の権利を不当に侵害しないように慎重を期しています。
- 街頭防犯カメラの設置箇所を表示板により明示しています。
- データの活用状況を半年に一度、秋田県公安委員会に報告しています。
- データの運用状況を半年に一度、秋田県警察のホームページで公表しています。

● 具体的運用方法

- 取扱責任者が指定した操作担当者が、システムを操作します。
- データは、厳格な管理の下、最長14日間保存されます。
保存期限が過ぎたデータは自動的に上書きされ、消去されます。
- 警察署長などは、犯罪の捜査などのためにデータを活用する必要があると認めるときは、データの検索と提供を受けることができます。

活用状況

令和6年1月1日から令和6年6月30日まで、73件の画像データを警察署長に提供して犯行状況の確認や裏付け捜査等に活用しました。

主な活用事例

- ・ 傷害事件
- ・ 暴行事件
- ・ 窃盗事件
- ・ 詐欺事件
- ・ 器物損壊事件
- ・ 不同意わいせつ事件
- ・ 公然わいせつ事件
- ・ 軽犯罪法違反事件
- ・ 道路交通法違反事件
- ・ 行方不明事案 など